

派遣労働者の同一労働同一賃金 窓口相談のご案内

実施期間

- 令和8年3月2日（月）～令和8年3月6日（金）
- 令和8年3月9日（月）～令和8年3月13日（金）

実施時間：各日とも

- ①9:30～10:30
- ②10:30～11:30
- ③13:00～14:00
- ④14:00～15:00
- ⑤15:00～16:00

- 石川労働局の担当者と窓口での個別の相談になります（事前予約制）。
- 上記の日時のうち、ご希望の時間（最大1時間）で予約が可能です。
- 先着順で予約を受け付けます。参加者多数の場合はご希望に添えないことがあります。
- その他の相談につきましては、窓口の状況に応じての対応とさせていただきます。

〔申込方法〕

希望日時の1週間前までに
需給調整事業室まで電話で予約
お願いします。

076-265-4435

〔実施場所〕

石川労働局 需給調整事業室
金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階

 お気軽にご相談ください！

- R8.4.1以降分の派遣労働者の労使協定書の案は作成したが、賃金の計算等に誤りはないか確認してほしい。

- 派遣先均等・均衡方式を採用したいが、比較対象労働者の選定など注意しないといけないことを教えてほしい。